

令和3年度任意継続被保険者の保険料の上限について

令和3年度任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は次のとおりです。

標準報酬月額 340,000 円

(平均標準報酬月額 336,487 円)

これに基づく保険料は、

健康保険料 + 介護保険料 (40歳以上65歳未満) = 合 計

34,000 円 + 6,120 円 (40歳以上65歳未満) = 40,120 円

となり、この金額は、令和3年4月分～令和4年3月分の任意継続被保険者の保険料の上限となります。